

10. 地域の道路整備への多様な支援

施策の目的

地方の自主性・裁量性による地域の道路整備や個性あふれるまちづくりを推進するため、交付金等により多様な支援を実施します。

10.(1) 地方道路整備臨時交付金の継続

施策の概要

地方の自主性・裁量性により、地域の生活に密着した道路の整備を安定的に推進するため、地方道路整備臨時交付金を継続し、あわせて、地方の自主性・裁量性を高めるために、所要の改善を図る

○地方道路整備臨時交付金について所要の改善を図りつつ継続

【地方道路整備臨時交付金のこれまでの運用改善】

- 平成16年度からの運用改善
目標達成型の導入
- 平成17年度からの運用改善
市町村直接要望・内示手続きの導入、要素事業の単年度事業費の上限引き上げ、国費執行に関する年度間自由度の拡大、一括設計審査制度の導入、地方費の一部を地方特定道路整備事業の対象に追加
- 平成18年度からの運用改善
事業の効果を高め、パッケージの目標をより効率的・効果的に達成するため、事業着手前の計画策定（必要な試行を含む）や評価などのソフト面の検討経費を新たに支援
 - ・事業段階：事業着手前、事業中、事業完了後（事後評価）
 - ・テーマ：地域の課題に応じた幅広いテーマを設定可能
（施設整備につながることを前提）
例：駅前広場や公共交通導入空間の整備計画の策定、歩行空間のバリアフリー化に関する計画の策定、パッケージ評価
- 平成20年度からの運用改善
地方公共団体の財政力に応じて国費割合を引き上げ
 - ・国費割合55%→最大70%

【地方道路整備臨時交付金のこれまでの制度改善】

- 平成20年度からの制度改善
交付対象に都道府県等が実施する一般国道を追加

10.(2) 地方道路整備臨時貸付金の継続

施策の概要

道路整備に当たり必要となる地方負担の軽減、標準化を図るため、地方公共団体が直轄事業、補助事業及び地方道路整備臨時交付金による事業に伴い負担する額の一部に対して、無利子の貸付けを実施

○地方道路整備臨時貸付金の継続：国費1,000億円

【地方道路整備臨時貸付金の制度概要】

○平成20年度創設

道路整備に当たり必要となる地方負担の軽減、標準化を図るため、地方公共団体が直轄事業、補助事業及び地方道路整備臨時交付金による事業に伴い負担する額の一部に対して、無利子貸付を行うもの

- ・根拠法：道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第6条
- ・対象団体：前年度に普通交付税の交付を受けた地方公共団体
- ・貸付対象範囲：直轄事業、補助事業、地方道路整備臨時交付金事業の地方負担の一部（新設又は改築事業に限る）
- ・償還期間：20年以内（措置期間5年以内含む）

10.(3) まちづくり交付金の活用

施策の概要

まちづくり交付金の活用により、市町村が作成する都市再生整備計画に基づき、総合的・戦略的に実施する地域の活性化やまちづくりに資するソフトやハードの様々な事業を支援

○街路事業におけるまちづくり交付金の活用

[対象事業]

- ・面的なまちづくりと一体的に整備する街路事業
- ・事業主体が市町村で、地域高規格道路等の大規模な事業を除く路線

10.(4) 地域自立・活性化交付金の活用

施策の概要

地域自立・活性化交付金の活用により、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、民間中心の広域的な地域活性化活動を支える基盤整備（ハード）と地域づくりに対する支援（ソフト）等の一体的な推進を図り、地域の自立・活性化を支援

○街路事業における地域自立・活性化交付金の活用

[対象事業]

- ・通常補助事業及び地方道路交付金事業により取り組んでいる事業を効果的に促進するため、これらと組み合わせて効率的・効果的に実施する事業
- ・3～5年の交付期間内に一定の成果をあげることができる都道府県事業で、地域高規格道路及び連続立体交差事業等の大規模な事業を除く